

日本 GIF オンラインセミナー

「気候変動の最前線から見た COP30 —島嶼国の危機感と COP31 に向けた展望—」 実施報告書（概要版）

公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団

セミナー開催概要

- 主 催：公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団（日本 GIF）
- 日 時：2026 年 1 月 30 日（金）14:00～15:30
- 開催形式：Zoom を利用したオンライン形式（ウェビナー）
- 講演者：加藤 真 氏（一般社団法人 海外環境協力センター（OECC）理事／業務部門長）
- 司会者：中山 幹康（日本 GIF 理事長）

開催の趣旨

本セミナーでは、長年にわたり国連気候変動交渉の荒波の中、最前線で交渉に携わってきた OECC 理事の加藤真氏を講師に迎え、ニュースでは報じきれない「COP30 の深層」に迫った。今回、当財団が研究フィールドとしているマーシャル諸島をはじめとする島嶼国は、国家の存亡をかけ、1.5℃目標の堅持と化石燃料からの決別、そして気候資金の桁違いの拡充を強く訴えた。さらに、災害に負けない強靱な国づくりや、失われる国土への正当な補償（Loss and Damage）、大国の論理に埋没しない「気候正義」の実現を求め、激しい交渉を展開した。

彼らの訴えは、大国の利害が複雑に絡み合う交渉のテーブルで、どのように扱われたのか。激論の末に勝ち取ったものは何か、そして決着がつかず持ち越された課題とは何だったのか。加藤氏独自の視点で、その舞台裏を解き明かした。また、今回の COP31 はトルコで開催されるが、実質的な交渉のかじ取り役は、かつて島嶼国と共に誘致を目指したオーストラリアが担うという異例の体制となる。この複雑な力学が島嶼国にとって追い風となるのか、新たな試練となるのかについても展望した。

講演要旨

COP30 は 2025 年 11 月、ブラジル・パラ州ベレンで開催された。交渉の背景には、2024 年がパリ協定の抑制目標である 1.5℃を年間通して初めて上回り、温室効果ガス排出量も過去最大を更新したという深刻な科学的データがある。排出削減が進む一部の先進国に対し、中国やインドなど大規模排出国の排出拡大が続いており、大きな課題となっている。政治面では、米国のトランプ政権による気候変動枠組条約（UNFCCC）およびパリ協定からの離脱発表が多国間主義を後退させ、資金供給面でも大きな空白を生じさせた。また、締約国の次期削減目標「NDC 3.0」の提出も遅れる中、バヌアツが主導した国連総会決議に基づいて出された国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見は、法的拘束力こそないものの、国家の気候系の保護義務と違反への賠償責任を明確化し、島嶼国にとって強力な道義的・法的後ろ盾となった。

COP30 の主要成果は、「グローバル・ムチラオ決定」の採択で、連帯と国際協力の継続が改

めて確認された。しかし、緩和分野では、「化石燃料からの脱却」を巡り産油国と島嶼国・EU等が激しく対立し、緩和ロードマップ作成が見送られた。適応分野では、進捗測定のための指標リスト「適応に関する世界全体の目標」(GGA: Global Goal for Adaptation)が採択された。また、GGAの完全な合意に向けての継続検討や、指標運用に向けた技術的課題の検討のため、2カ年の作業計画「ベレン-アディスビジョン」の設置が決定された。このように、パリ協定を具体的に運用する「実施のフェーズ」における実務的困難さも浮き彫りになった。資金面では、適応資金の2035年までの3倍増という努力が決定された。また、これまで国際的な共通認識が未確立だった「公正な移行」についても、人間中心のボトムアッププロセスであるという定義が合意され、化石燃料からの脱却を進める過程で、関連産業に従事する人々や気候変動の影響を最も受ける島嶼国の人々を置き去りにしない枠組みが策定された。

島嶼国にとって、1.5°C目標の死守は生存のための絶対的な条件であり、「非交渉事項(レッドライン)」である。島嶼途上国連合(SIDS)は、一部主要排出国による「1.5°C言及は科学的に不適切」の文言削除の主張や、産油国等による1.5°C目標やグローバル・ストックテイクへの言及削除の主張に激しく反発した。また、緩和対策強化として、島嶼国は世界のNDCの引き上げを要求し、適応対策強化として、「適応財政の2035年までの3倍化」の合意についてさらなる増強を主張している。島嶼国は、災害による損害がGDPの30%を超える現状を訴え、適応資金は生存のための投資と訴え、「損失と損害基金(ロスダメ基金)」についても迅速な資金供与と公平性を求めた。

気候変動の影響が不可避となる中、島嶼国では適応策や「損失と損害」への対応が具体化している。ツバルとオーストラリアが結んだ「ファレピリ・ユニオン条約」は、海面上昇後も国家の存続と主権を法的に保証し、「尊厳ある移動」を制度化した世界初の画期的な枠組みである。また、フィジーは移住を最終手段としつつも、国内の「計画的移住ガイドライン」や「標準作業手順書(SOP)」を策定した。資金面では、独自の信託基金を設立するなど、じわじわと進行する「スローオンセット(緩徐に進行する事象)」に対し、長期的視点で備えている。

国際交渉は、理念的な目標設定から、具体的な「実施」のフェーズへと移行している。島嶼国は大排出国である途上国グループと一線を画し、日本やオーストラリア、EU等の先進国と協調して交渉に臨む場面も多く、近年の交渉のダイナミズムは変化している。2026年のCOP31では、トルコが開催議長国、ただしオーストラリアが交渉に関する議長を務めるという異例の体制となり、地域の優先事項に焦点を当てたプレCOPについては太平洋島嶼国における開催も予定されている。日本には、資金拠出にとどまらず、現場の協力支援を通じて得た知見を国際交渉の場へフィードバックし、島嶼国と共に新しい国際協力の形を構築していくことが期待されている。

アンケート・感想

参加者に対し、セミナー終了時にアンケートへの回答を依頼した。セミナーを知った経緯、セミナーの中で特に関心を持ったセクション、感想、要望等、貴重な意見を得た。

以 上